

鳥取市民会館利用許可申請書

令和 年 月 日

一般財団法人鳥取市教育福祉振興会 理事長 様

申請者 住所.....
氏名.....
団体名.....
電話.....

次のとおり利用許可を申請します。

利用の目的	行事の名称		
	行事の内容		
利用の日時	令和 年 月 日 (曜日)	日間	午前 時 分から
	令和 年 月 日 (曜日)		午後 時 分まで
利用の区分	大ホール 出演者控室 (1) (2) (3) 控室 大会議室 小会議室 ホワイエ		
設備器具		*利用料金	
特別の設備		施設利用料金.....円	
		設備器具利用料金.....円	
入場料等	無料 有料(.....円)	冷暖房利用料金.....円	
	その他(.....)	合計.....円	
共催者	無 有(.....)	前納金額.....円	
現場責任者		利用料金領収番号.....第.....号	
	電話 (入場予定人員.....人)	令和 年 月 日 領収	
備考		精算金額.....円	
		利用料金領収番号.....第.....号	
		令和 年 月 日 領収	
	冷暖房の希望 有・無	許可 令和 年 月 日 第.....号	
持込み設備及び器具 有(別添)・無	受付 令和 年 月 日 第.....号		
情報公開	この申込書にある記載事項を催し物案内・ホームページ等への掲載に【同意する・同意しない】		

ホー ル	区 分	準 備	開 場	開 演	終 演	終 了	備 考
	1 回						
	2 回						
	3 回						

次のことにご注意ください。

- 1 利用開始の前に、この利用許可書を会館事務室にお示しください。
- 2 他人に譲ったり、貸したりすることはできません。
- 3 利用者は次の事項を守ってください。
 - ① 収容人員は、利用する施設の定員を超えないこと。
 - ② 許可を受けないで、物品を販売しないこと。
 - ③ 許可を受けないで、所定の場所以外で火気を使用しないこと。
 - ④ 許可を受けないで、壁、柱等にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
 - ⑤ 許可を受けた以外の室に立ち入り、又は器具を利用し、若しくは移動させないこと。
 - ⑥ 会館の運営上支障をきたすような行為をしないこと。
 - ⑦ 次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を拒絶し、又は退場を命ずること。
 - ア めいていして他人に迷惑をかけるおそれのある者
 - イ 他人に危害若しくは迷惑をかけるおそれのある者又は動物類を携行する者
 - ウ 管理上支障があると認められる者
 - ⑧ 入場者に次の事項を守らせてください。
 - ア 所定の場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用させないこと。
 - イ 会館を不潔にしないこと。
 - ウ 騒音を発したり暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼさないこと。
 - エ 所定の場所以外に出入りしないこと。
 - ⑨ 職員が会館の管理上必要があつて入場を求めたときは、これを拒まないこと。
 - ⑩ 会館の利用を終わったときは、係員の点検を受けなければならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件の変更を命じ、若しくは利用を停止し、又は利用許可を取り消すことがあります。
 - ① 利用の許可条件に違反したとき。
 - ② 第3項に掲げる事項を守らないとき。
 - ③ 許可を受けないで、特別の設備をし、又は備付けの器具以外の器具を使用したとき。
 - ④ 利用料金を納入しないとき。
 - ⑤ その他会館の管理上必要があるとき。
- 5 前項の措置によって利用者が損害を受けても、管理者は、これに対して補償の責任を負いません。
- 6 利用者は、その利用を終わったとき、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用の停止を受けたときは、直ちに設備その他を原状に復さなければなりません。
- 7 利用者が、前項の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用を利用者から徴収します。
- 8 利用者は、建物、施設その他の器具等をき損し、又は滅失したときは、管理者が相当と認める損害を賠償しなければならない。
- 9 下駄その他入場に不適當な履物等を履いて入場することはできません。案内状、入場券等には必ずこの旨を記入してください。

